

官報

昭和三十一年五月二十二日

○第二十四回 衆議院會議錄 第五十一号

昭和三十一年五月二十二日(火曜日)

議事日程 第四十八号

昭和三十一年五月二十二日

午後一時開議

- 第一 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)
- 第二 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(内田常雄君外三名提出)
- 第三 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(井手以誠君外十一名提出)
- 第四 防衛目的のために特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び譲渡の対価は、漁港管理者が負担した費用の額に相当する額の要しない。

衆議院設備臨時措置法案(内閣提出)を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び譲渡の対価について承認を求めるの件

織維工業設備臨時措置法案(内閣提出)

- 副議長(杉山元治郎君) これより会議を開きます。
- 副議長(杉山元治郎君) これより会議を開きます。
- 副議長(杉山元治郎君) これより会議を開きます。
- 副議長(杉山元治郎君) 日程第一、漁港法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

漁港法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十六条によりこゝに送付する。

昭和三十一年三月十二日

參議院議長 河井彌八

衆議院議長益谷秀次殿

漁港法の一部を改正する法律案漁港法の一部を改正する法律案漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

日程第一 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(内田常雄君外三名提出)

日程第三 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(井手以誠君外十六名提出)

日程第四 防衛目的のために特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び譲渡の対価は、漁港管理者が負担した費用の額に相当する額の要しない。

この場合において、指定の内容の軽微な変更で、農林大臣があらかじめ漁港審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、漁港審議会の議を経ることを要しない。

第十七条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の漁港の整備計画の変更是、前二項に規定する手続に準じて行うものとする。

第十二条第一項に次のただし書きを加える。

但し、漁港修築計画の軽微な変更で農林省令で定める基準に適合するものについては、この限りでない。

第二十二条第二項ただし書き中「及び軽微な事項である場合」を削り、同条に次の一項を加える。

3 国以外の漁港修築事業の施行者は、漁港修築計画につき第一項但書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく当該変更に係る事項を農林大臣に届け出なければならない。

第二十四条の四第一号中「又は停止の許可を受けたとき」を「若しくは第三項の規定による届出をしたとき」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 第二十四条の四第一号中「又は漁港の漁港管理者は」に改め、同条中同項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 第二十三条漁港以外の漁港の漁港管理者は、漁港管理会を設置により漁港管理会を設置した漁港の漁港管理会は、漁港管理者に改め、同条中同項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 漁港管理会は、漁港管理者の詔問に応じ、漁港の維持管理に関する重要な事項を調査審議する。

第二十八条第二項中「又は水産業

認したことを見た。日本政府の公文をアメリカ合衆国政府が受領した日に、効力を生ずる。

(b) この協定の条項は、いつでも、いずれか一方の政府の要請があるときは、再検討することができるものとし、また、両政府間の合意により改正することができる。

(c) この協定は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定が終了した日と、いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意思の書面による通告を受けた日以後六箇月を経過した日とのうちいずれか早い方の日に終了する。ただし、その終了は、その時にこの協定の条項により生じている義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、両政府の代表者は、署名のため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十六年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本政府のために
重光葵(署名)

アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリソン(署名)

防衛目的のための特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」といふ。)

議定書

実用新案登録出願で協定出願の

に署名するに当つて、さらに、下名の代表者は、各自の政府により正当に委任を受け、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、防衛目的のための特許権及び技術上の知識の使用に関連して支払われる使用料又はこれに類する補償について租税を免除することを定めたものと解してはならない。

2 協定のいかなる規定も、防衛目的のための特許権及び技術上の知識の使用に関する支払由貨の交換及び日本国から行われる外國通貨による送金に関する特權の取扱いを必要とするなどを定めたものと解してはならない。

3 日本国政府は、協定第三条の規定に従い、かつ、同条の目的を最大限度まで達成するため、次のこととを約束する。

(a) 協定第三条にいう発明、すなわち、アメリカ合衆国で秘密に保持されている特許出願の対象であり、かつ、同国政府により日本国政府に提供された発明についての出願人又はその出願人の承継人が、その発明について日本で特許出願又は実用新案登録出願をしたときは、日本国政府は、その特許出願又は実用新案登録出願を終止する時まで、出願公告しない。

(b) 協定出願以外の特許出願又は

出願日の翌日以後に日本国でされたものが、出願公告されるにより当該協定出願の対象たる發明又は実用新案を公にするものであるときは、日本国政府は、その特許出願又は実用新案登録出願を、(a)に定める時まで、出願公告しない。ただし、その特許出願又は実用新案登録出願の対象たる發明又は実用新案が、特許又は登録を受けられきものであり、かつ、当該協定出願の対象たる發明又は実用新案と関係なくされたものである場合は、この限りでない。

4 アメリカ合衆国政府は、前項の規定に従い、次のことを約束する。

(a) アメリカ合衆国で特許出願が秘密に保持されていることを、特許出願の対象たる發明についてされた協定出願の出願の日前に日本国政府に通告すること、及び協定出願の出願人がその願書に協定出願たることを證明する適當な書面を添附することを確実にするよう最善の努力を払うこと。

(b) アメリカ合衆国で秘密に保持されている特許出願の対象たる發明について日本国で協定出願がされたときのときは、その特許出願のアメリカ合衆国における前記の特許出願の秘密保持が終止したことを、合意される手続に従つて、日本国政府に通告すること。

5 この協定出願の願書に添付すべき証明書の様式及び内容については、技術財産委員会の協定に基く任務の一部として、同委員会において合意するものとする。

6 この議定書3(b)中出願の日に開催する規定は、千九百零一年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のペリ同盟条約の優先権に関する規定に従属するものとする。

以上の証拠として、各代表者は、この議定書に署名した。

日本国政府のために
重光葵(署名)

アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリソン(署名)

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○石坂繁君 ただいま議題となりました、防衛目的のために特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための協定及び議定書の締結について、外務省の承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果の日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び議定書の締結について承認を求める手続に従つて、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上します。

この協定及び議定書は、一昨年三月五日において締結せられた日米相互防衛協定第四条において合意されております取り組みに基づいて作成されました。そこで、一昨年十月以来、本件協定及び議定書が署名されたものであります。順次これを許します。田中稔男君。

ため織物の加工の能率が著しく高まつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(登録の区分)

第三条 前条の登録は、精紡機にあつては別表第三に掲げる精紡機の区分により、織物幅出機にあつては別表第四に掲げる織物幅出機の区分により行うものとする。

2 同一の精紡機又は織物幅出機については、前項の規定による登録の区分(以下単に「登録の区分」といふ。)の二以上について前条の登録を受けることができない。

第四条 第二条第一項の登録を受けた精紡機は、その登録を受けた登録の区分に係るもの以外の糸の製造の用に供してはならない。ただし、試験的に製造の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第二条第二項の登録を受けた織物幅出機は、その登録を受けた登録の区分に係るもの以外の織物の加工の用に供してはならない。ただし、試験的に加工の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(織維工業設備台帳)

第七条 前条に規定する者は、この法律の施行の時において現に糸の製造又は織物の加工の用に供するため設置している精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受けようとするときは、この法律の施行の日から二十日以内に、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 精紡機又は織物幅出機の種類及び型式並びに精紡機にあつては錐の数、織物幅出機にあつては通商産業省令で定める部分の長さ(以下「働き長さ」という。)

2 前項の数は、次の各号に区別して定めなければならない。

一 第二条の登録を受けていない精紡機又は織物幅出機

2 当該登録の区分以外の区分について第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機

3 前項第二号の精紡機又は織物幅出機の数は、現に登録を受けている登録の区分ごとに区別して定めなければならない。

4 第一項の数は、精紡機にあつては錐の数の合計、織物幅出機にあつては錐の数の合計、織物幅出機にあつては錐の数の合計をもつて表を添附しなければならない。

第五条 織維工業設備台帳は、通商産業省に備える。

(既存設備による糸の製造又は織物の加工)

第六条 この法律の施行の時におい

て現に精紡機又は織物幅出機の所有者の製造又は織物の加工の用に供するため設置している者は、この法律の施行の日から二十日間は、第二条の規定にかかわらず、同条の登録を受けないで、その精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができる。その精紡機又は織物幅出機について次条第一項の登録申請書を提出した場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(既存設備の登録)

第七条 前条に規定する者は、この法律の施行の時において現に糸の製造又は織物の加工の用に供するため設置している精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受けようとするときは、この法律の施行の日から二十日以内に、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(新規登録を認める数の公告)

第九条 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、織維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における織維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機の数に基き、登録の区分をけようとするときは、この法律の施行の日から二十日以内に、次に記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第七条第三項の規定は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその所有者以外の者が前項の仮登録申請書を提出する場合に準用する。

3 第二条第一項の仮登録は、織維工業設備台帳に前条第一項に規定する事項及び仮登録の年月日を記載することによつて行う。

4 通商産業大臣は、第一項の仮登録をしたときは、前条第一項の仮登録申請書を提出した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(仮登録)

第十条 前条第一項の規定による公告があつた場合において、第二条の登録の期間内に、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする者は、前条

第五項の期間内に、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合は、その登録を受けた登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 第二条第一項の仮登録は、織維工業設備台帳に前条第一項に規定する事項及び仮登録の年月日を記載することによつて行う。

4 通商産業大臣は、第一項の仮登録をしたときは、前条第一項の仮登録申請書を提出した者に対し、その旨を通知しなければならない。

示しなければならない。

5 第一項の規定による公告においては、次条第一項の仮登録申請書を提出すべき期間として一月以上の期間を定めておかなければならぬ。

3 第二条第一項の仮登録は、織維工業設備台帳に前条第一項に規定する事項及び仮登録の年月日を記載することによつて行う。

4 通商産業大臣は、第一項の仮登録をしたときは、前条第一項の仮登録申請書を提出した者に対し、その旨を通知しなければならない。

する共同行為を実施すべきことを指示しなければならない。

2 前項の規定による指示は、精紡機又は織物幅出機にあつては登録小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令の別とに行なう。

3 第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて告示により行なう。(共同行為の期間及び内容)

(共同行為の指⽰の変更等)

第二十五条 前条第三項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする。

2 前条第三項の共同行為の内容は、一般消費者及び関連事業者の利益を不當に害するおそれがないかつ、不當に差別的でないものでなければならない。

(共同行為の届出)

第二十六条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出)

第二十七条 第二十四条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遲滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同

様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第一十四条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つて共同行為について、適用地用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第二十六条の規定による処分をしたとき、又は

第二十七条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(中小企業安定法の特例)

第三十条 調整組合又は調整組合連合会は、その直接又は間接の構成員たる事業者が第二十四条第一項の規定による指示に従つて共同行為をするときは、中小企業安定法第十五条又は第二十六条に規定する事業のほか、その共同行為を実施するため必要な事業を行うことができる。

(設置)

第三十一条 通商産業省に、織維工業設備審議会を置く。

(権限)

第三十二条 織維工業設備審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。(省令への委任)

第三十三条 この章に定めるものの

(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、織維工業設備に関する重要な事項を調査審議する。

(報告の微収)

第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織物幅出機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げた金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十一条第一項の規定による指示に従つて、共同行為をしている者に対する報告をさせることができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第四十二条 通商産業大臣は、この法

第三十五条 学識経験のある者うちから任命された委員の任期は、一年とする。

(任期)

第三十六条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(勤務)

第三十七条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とことができる。

(省令への委任)

者	納付しなければならない	精紡機	金額	織物幅出機
一 第七条第一項の登録申請書を提出する者	一錐につき五円			
イ 第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受け場合	一件につき六千円に一錐につき三円を加算した額	働き長さ十メートル又はその端数につき千円		
ロ その他の場合	一件につき一万円に一錐につき五百円を加算した額	働き長さ十メートル又はその端数につき六百円を加算した額		
三 第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の登録申請書を提出する者	一錐につき三円	働き長さ十メートル又はその端数につき六百円		

四 第十七条第三項の規定により標識の取付を受けた者
五 第十九条第一項又は第二項の規定により届出をする者
六 織維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者
七 織維工業設備台帳の閲覧を請求する者

四 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

一枚につき五百円
一枚につき五百円
一枚につき四十円
一枚につき四十円

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 この法律は、公布の日から五年以内に廃止するものとする。
3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

九 梳毛糸(組成織維中における毛以外の織維の混用率が三ペー

(適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、国、地方公共団体及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条に規定する学校法人には、適用しない。

第四十五条 通商産業大臣は、前条の聽聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反して、登録を受けないで精紡機又は織物幅出し機を糸の製造又は織物の加工の用に供した者

二 第二十一条の規定による命令に違反した者

三 第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第四十八条 第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせざる聽聞を行ななければならない。

四 第四十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせざる聽聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならぬ。

第五十一条 別表第一

審議会	織維製品品質表示審議会	織維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議すること。
織維工業設備審議会	織維工業設備に關する重要事項を調査審議すること。	織維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議すること。

十一 紡毛糸(組成織維中における毛以外の織維の混用率が三ペー

セント以下の糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のものをいう。以下同じ。)

十二 紡毛式混紡糸(組成織維中における毛の混用率が十ペーセント以上の梳毛式の糸(前号及び第十八号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十三 麻糸(組成織維中における麻(亞麻、苧麻及び大麻)をいいう。以下同じ。)以外の織維の混用率が十ペーセント以下の糸(第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十四 麻混紡糸(組成織維中における麻の混用率が十ペーセント以上の糸(第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十五 スフ糸(組成織維中におけるビスコース織維以外の織維の混用率が一ペーセント以下の糸(第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十六 梳毛糸(組成織維中におけるビスコース織維以外の織維の混用率が一ペーセント以下の糸であつて、綿の混用率が十ペーセント以上のもの(前二号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十七 綿紡糸(組成織維中におけるブーレット及び繭毛羽以外の織維の混用率が一ペーセント以下の糸(第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十八 スフ混紡糸(組成織維中に

するが、目の前にこれほどの心からなるところの反対の陳情書を「ごらんになつて、それで心が動かない」ということになりますと、これは一体政治家ではないのか、それとも、この政治家たちは一体国民の声を聞いて政治をするのかと疑いたくなるのでござります。(拍手)

日本社会党は、平和と国民の幸福を心から愛するものでござります。従いまして、平和産業、特に織維産業は、こよなく愛しているものでござります。しかし、本法案がもし施行されるとなりますと、この愛する織維産業界は大きに混乱を来たすのでござります。すでに、このことにつきましては、保守党のあなた方もよく御存じの通り、本法案が間違いが多くて、非常に欠点が多いということを大臣も御承知であったせいか、本法案が上程されるまでに、何と五たびも姿を変えてきたのでござります。五たび変わったといふことは、先般本国会でつぶされましたが、おそれから生ずるところの犠牲者の救済ということは、何と頼みられておらないのか、私どもはまことに遺憾とするものでござります。(拍手)

せつかく、われわれが、この法案に質問を試みました。また、賢明なる保守党の諸君も、一生懸命になつて、この法律をよりよくしようと、長きにわたり慎重な御審議をなさつたのでございますが、まことに殘念なことに、私の一番信頼を置いております通産大臣

が、目の中にござつた心からなるところの反対の陳情書を「ごらんになつて、それで心が動かない」ということになりますと、これは一体政治家ではないのか、それとも、この政治家たちは一体国民の声を聞いて政治をするのかと疑いたくなるのでござります。(拍手)

日本社会党は、平和と国民の幸福を心から愛するものでござります。従いまして、平和産業、特に織維産業は、こよなく愛しているものでござります。しかし、本法案がもし施行されるとなりますと、この愛する織維産業界は大きに混乱を来たすのでござります。すでに、このことにつきましては、保守党のあなた方もよく御存じの通り、本法案が間違いが多くて、非常に欠点が多いということを大臣も御承知であったせいか、本法案が上程されるまでに、何と五たびも姿を変えてきたのでござります。五たび変わったといふことは、先般本国会でつぶされましたが、おそれから生ずるところの犠牲者の救済ということは、何と頼みられておらないのか、私どもはまことに遺憾とするものでござります。(拍手)

臣、保守党の中では私が一番信頼を置いておる方でござりますが、この方の答弁たるや、全く形式的であり、抽象的に流れまして、教済策といふものがその答弁の中にとんと見受けられなかつたことを、これまた遺憾に思うものでござります。(拍手)

そこで、いよいよこの法案が本日審議打ち切りといたことに相なりました。正案がたくさんに出されました。この修正案を見て、私は驚きました。諸君(見て下さい)まず、本法案の半分以上の文字を改訂しないと満足できません。いといた修正案が、しかも与党の方から提出されているのでござります。(拍手)いわゆる労働者の賃金が少いことと、あまりにもその機場が撤取され過ぎていて、私は……(まじめにやらないと政治騒動が起きるぞ)呼び、その他発言する者あり)もし騒動が起きるとしても、十大紡の手先になつてゐたならば、十代紡の手先になつている方においがするところ、あなた方がよく知つておれば、必ずござります。(拍手)

そこで、本質を言えとこどりとござりますので、本法案の及ぼすところの悪影響、つまり、本法案にも修正案にも盛り切れなかつたところの、犠牲者を救うの法について、一言申し述べてみたいと思うのでござります。

本法案は、日本の織維産業を安定化して輸出を振興しなふとこどりとござひして、まことにけつこうな意見ござらんなどいよ。しかし、私はこの修正案に敬意を表しております。こういふ修正案を出すような方が保守党の中にもいらっしゃる。これら良識の方がいらっしゃる。こういう良識の方がいらっしゃるとして、うつておられるところの犠牲者を救うの法について、一言申し述べてみたいと思ふのでござります。

本法案は、日本のおもての御承知の通りでござります。これを修正しないと、機場の苦しみは永久に直りません。原料高の製品安、これは、すでに皆様の耳にもタコのできるほど何回か繰り返されでお耳に達していることでござります。

次に申し上げたいことは、もし機場に修正を要する職務部門を改正しなければならないというならば、これも設備の制限ではなくして、原料高の製品安といふことでござります。これを修正しなければ、幾らどこを直しても、機場の苦しみは永久に直りません。ところが、もしまんと申し上げたいことは、アメリカのアイゼンハワーが、本月の二十一日に、ワシントンにおいて、アメリカのワンドラー・プラウスと十九品目の日本織維製品禁止の条項について、次のようになります。

最後に、私は皆さんに申し上げたいのがございます。本法案のほんとうの欠点はこれから申し上げるのが本旨でございましょうが、御注意によりまして、私はここで引き下りますが、最後に申し上げたいことは、アメリカのアイゼンハワーが、本月の二十一日に、ワシントンにおいて、アメリカのワンドラー・プラウスと十九品目の日本織維製品禁止の条項について、次のようになります。

「時間々々」「まじめにやれ」と呼んで、その他の發言する者あり】

○副議長(杉山元治郎君) 加藤君、申合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○副議長(杉山元治郎君) 加藤君(続) それが依然として行われておらないのでございまします。コストが安過ぎて品質がよ過ぎればこそ輸出が困難になつて、この定理は当てはまらないのです。これは、本法案の施行によって生ずるところの犠牲者の救済、これがほとんど顧みられない。それが全部附帯決議に回つておりますが、この附帯決議はまことに抽象的な御審議をして、この抽象的な言葉

する氣があるならば、皆さんがやつていただきたいことが一つだけございます。それはほかでもございませんが、シャウプ勧告によりまして、機場は税金を三十三億出し過ぎてゐるのでござります。それを政府から返してもらえないといふ口公約はいたしませんが、それ以来すでに六年も七年も経過しております。そこでおられますけれども、今日なお、出した余分な税金さえ返していただきたい。まじめにやれとあなたはおっしゃるなります。それを政府から返してもらえないといふのが現状でござります。

(拍手) (まじめにやれと呼ぶ者あり)

○副議長(杉山元治郎君) 申し合せの時間が過ぎましたから簡単に願います。

